

産廃いわて

2012-02 平成24年4月27日発行

# かわらばん

社団法人 岩手県産業廃棄物協会

〒020-0023 盛岡市内丸 16-15 内丸ビル 5F

URL:<http://www.iwatesanpai.or.jp>

TEL019-625-2201 FAX019-624-1920



## 事務局新入職員です

4月から事務局職員として新たに仲間に入れていただきました佐藤郁也(さとうふみや)です。どうぞよろしくお願いいたします。



陸上競技とバレーボールが得意です。

産業廃棄物に関しては大変興味があります。一生懸命頑張りますのでご指導をお願い申し上げます。

2月に宮城県亘理町と福島県柳津町が汚染状況重点調査地域に追加になり104市町村になりましたが、岩手県は3市町のまま変更はありません。

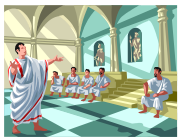


## 砕石に出荷基準

東京電力福島第1原発事故の影響で放射性物質に汚染されたとみられる福島県浪江町の砕石が建設工事に使われていた問題を受け、経済産業省が砕石の出荷基準を新たに設けました。

基準：100 ベクレル/kg 以下

適用対象は福島県浜通り、中通りに岩石等の採取場がある事業者です。



## 総会を開催します

平成24年度の総会を次のとおり開催することになりました。昨年度は震災後間もない時期の総会だったので大変でした。今年度は皆様のお力で一層盛り上げていただきたいと存じます。

日時 平成24年5月18日(金)

場所 ホテルメトロポリタン盛岡本館

総会終了後懇親会を開催します。



## 放射線量の換算

大変ややこしい放射線の話ですが、ベクレルBq(放射能)をシーベルトSv(被ばく線量)に換算する係数が次のとおり定められています。

核種	経口(Sv/Bq)	吸入(Sv/Bq)	半減期
セシウム134	$1.9 \times 10^{-8}$	$2.0 \times 10^{-8}$	2年
セシウム137	$1.3 \times 10^{-8}$	$3.9 \times 10^{-8}$	30年

セシウム137が500 Bq/kgの食品を1 kg 経口摂取すれば、

$$500 \text{ Bq/kg} \times 1.3 \times 10^{-8} \text{ Sv/Bq} = 6.5 \times 10^{-6} \text{ Sv} = 6.5 \text{ マイクロシーベルトの被ばくになります。}$$

国際放射線防護委員会の勧告は、一般公衆の年間被ばく量が1ミリシーベルト以下=1,000 マイクロシーベルト以下とされています。



## 除染実施計画

岩手県が汚染状況重点調査地域に指定されている一関市、奥州市、平泉町の除染実施計画が環境省に提出されました。

子どもの活動範囲や線量が特に高い地点を優先して対処するという基本的な考え方を示したものです。



## 除染等業務記録保存機関

放射線影響協会が指定除染等業務記録保存機関として厚生労働大臣の指定を受けました。

指定機関 財団法人放射線影響協会

(放射線従事者中央登録センター)

住所 東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号

指定年月日 平成24年2月13日

電話番号 03-5295-1790

除染電離則の規定により、事業者は、次の記録については、30年間保存する義務があります。ただし、5年間保存した後、この指定機関に引き渡した場合には、その義務を免除しています。

- ・外部被ばく線量、内部被ばく線量の記録
- ・除染等電離放射線健康診断個人票(様式第2号)

また、除染電離則では、事業者が事業を廃止しようとするときは、上記の記録を指定機関に引き渡すこととしています。



## 電子マニフェスト利用料金改定

電子マニフェスト利用料金が値下げされました。

排出事業者(H24.4.1改定・税込)

A料金 加入料 5250 3150円  
 基本料 26250 25200円/年  
 使用料 10.5円 変わらず

B料金 加入料 3150円 変わらず  
 基本料 2100円/年 変わらず  
 使用料 63 31.5円/件

収集運搬業者(税込)

加入料 5250 3150円  
 基本料 13125 12600円/年  
 使用料 10.5円 変わらず

処分業者報告機能(税込)

加入料 5250 3150円  
 基本料 13125 12600円/年



## 特措法Q&A(環境省)

放射性物質汚染対処特措法 Q&A が示されました。

Q1 県を通さず直接地方環境事務所に測定結果を報

告することになるのか。

A1 環境省ホームページに示す報告の様式により、施設の管理者から直接地方環境事務所に報告いただくことになる。

Q2 調査報告は、毎月一回、ということになるのか。

A2 廃棄物が生じた月の翌月の末日までに報告をいただくことになっている。ただし、廃棄物が1か月以上発生しない場合は、発生するまでの間、調査を必要としない。

Q3 ばいじんを薬剤処理やセメント固化した後に排出しているが測定は処理前後のどちらで行うべきか。

A3 処理後の搬出する状態で測定を行う。

Q4 調査義務の免除の要件は。

A4 直近の放射能濃度の測定結果が800ベクレル/kg以下又は3か月以上の期間における3回以上の放射能濃度の測定結果が全て6,400ベクレル/kg以下。 など



## 青年部でCSR研修

青年部では3月23日にCSRについての研修会を開催しました。CSRとは「企業の社会的責任」の意味ですが、その活動は自主的に行うものであり単なる自己PRにすべきではないなどの意見が出されました。CSRの活動として部会員が6月にそれぞれ清掃活動を行うこととしました。活動内容については終了後に事務局に報告してください。



## 事務局便り

### 【会員の方へお願い】

会員事項に変更があった場合は、「変更届」の提出をお願いします。様式は、協会ホームページ(会員の方へ)からダウンロードできます。

### 編集後記

災害廃棄物の処理が大きな課題です。皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。

これから新緑がまぶしい季節になります。去年の分まで明るい春を味わいたいと思います。